

# 燃えない・燃え広がらない街づくりのために

建物等の不燃化や耐震化のための支援制度等を紹介します。対象・条件・助成内容等詳細は、必ず事前にお問い合わせください。  
※問い合わせは、特に指定があるもののほかは、防災街づくり推進課☎内線2821へ

## 不燃化特区支援制度

東京都不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受けた区域(右地図参照)では、建て替え等の相談窓口や特区制度を活用した助成制度があります。

### 助成制度

#### ◆老朽木造建築物を不燃化建築物に建て替える場合の助成

老朽木造建築物(主要構造部が木造で築15年以上)を、耐火・準耐火建築物に建て替える場合、建築主に除却費用全額(上限あり)と設計費・工事監理費の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2827

#### ◆耐火建築物の建築費を助成

対象区域内に建築する耐火建築物の建築費を一部助成します。

対象区域・期間 地図内①…平成30年度まで  
地図内②…平成36年度まで

#### ◆共同建て替えへの助成

複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅等への建て替えを行う場合に助成します。

対象区域 地図内③～⑥

#### ◆防災建て替えへの助成

優先整備路線沿道の地権者が行う建て替えに助成します。

対象区域 地図内⑪～⑫

#### ◆住み替え助成

居住している危険老朽建築物(原則自己所有)を除却して、良質で耐火性能の高い民間賃貸住宅に転居する方に、契約時に要する礼金・仲介手数料、住居用家財移転費用、3か月分の家賃(高齢者単身・夫婦世帯等は6か月分)を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2827

#### ◆固定資産税・都市計画税の減免

##### ▶不燃化のための建て替え

新築後新たに課税される年度から5年度分、新築した住宅に対する税を全額免除します。

##### ▶老朽建築物を取り壊し(更地)

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分、住宅を除却した後の土地にかかる税額の約8割を減免します(毎年6月30日までに要申請)。

問合せ 荒川都税事務所  
☎(3802)8116

### 相談窓口

#### ◆住まいの相談会

建て替え等、住まいに関する悩みを専門家が無



料で受け付けます(第1～3回は終了しました)。

期日	時間	会場	
第4回	平成28年1月15日(金)	午後7時～9時30分	アクト21 3階第一会議室
	1月16日(土)	午前9時30分～正午	
第5回	3月4日(金)	午後7時～9時30分	ムーブ町屋 4階会議室A
	3月5日(土)	午前9時30分～正午	

#### ◆専門家派遣制度

老朽建築物の除却や建て替え等に伴う相談内容に応じて、建築士や弁護士等を無料で派遣します(年間5回まで)。

相談時間 (1回) 2時間

#### ◆建築相談ステーション

解体工事や建て替え時に利用できる助成制度等、住まいについての相談を無料で受け付けます。

日時 ▶(水)…午後1時～7時  
▶(木)…午後1時～5時  
※祝、年末年始等を除く

会場 防災センター1階

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2828

## 区内全域の支援制度

#### ◆建物の耐震化支援

昭和56年5月31日以前に建築された住宅等の耐震診断、耐震補強設計・工事、耐震建て替え工事、耐震シェルター(防災ベッド)設置工事の費用を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2826

#### ◆老朽空き家住宅の除却・道路に面する危険な

#### ブロック塀等撤去の費用を助成

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上使用されていない危険な老朽空き家住宅の除却費用や、道路に面する危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2827

#### ◆細街路の拡幅整備

細街路の拡幅のため、道路中心から後退した用地整備等にご協力いただいた場合、助成金を支給します。

問合せ 建築指導課 ☎内線2844

#### ◆生けがきの造成費用を助成

道路に面した場所に設置する生けがきの工事費を一部助成します。

問合せ 道路公園課 ☎内線2752

#### ◆災害時地域貢献建築物の認定・助成

災害時に近隣住民の一時避難先となる建物を「災害時地域貢献建築物」として認定します。認定後、防災資機材の購入経費を助成します。

問合せ ▶認定…都市計画課 ☎内線2813  
▶助成…防災課 ☎内線492

#### ◆近隣まちづくり推進制度

近隣で協力して、建築基準法の基準に基づき建て替えを行う制度です。これにより、不接道敷地の建物の建て替えが可能になります。

近隣まちづくり計画を作成する際コンサルタントを無料で派遣するほか、接道敷地での建て替えにあたり、建て替え費用の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2825

## 老朽空き家ゼロ作戦

空き家所有者に、除却助成制度(下記)を周知し、活用を勧める等、火災の発生を誘発し、延焼火災の拡大の誘因となる、危険な老朽空き家をなくすことを目指します。除却後の土地利用の予定がない方は、区が無償貸与を受けてオープンスペースの整備に取り組みます。

### 対象 不燃化特区

※現在、空き家ではなくても制度を利用できます

#### ■危険老朽木造住宅を除却

区が寄附を受け、除却工事を実施します。

#### ■危険老朽建築物の除却への助成

解体費用を全額(上限あり)助成します。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2827

## 道路の拡幅整備

木造住宅が密集している地域において、防災性の向上と居住環境の改善を目的とした優先整備路線(地図内⑪～⑫)の拡幅整備に取り組んでいます。

